

第1回 北庄内合併協議会会議録

日 時 平成16年11月27日(土) 午前9時30分～午前10時43分

会 場 平田町農村環境改善センター 多目的ホール

出席者

・会長

阿部 寿一

・副会長

佐々木藤正 加藤 寛英 後藤 孝司

・委員

阿部與土男 佐藤 弘 石川 憲雄 長谷川 裕 新館 俊雄

齊藤 康広 小松原 俊 佐藤 忠智 山川 源吉 阿部 清幸

伊藤 一哉 安藤 順子 小野 實 阿部 慶一 小林 隆逸

佐藤きく子 小松 隆二 村上 正敏 齋藤 緑

(欠席委員 伊藤 善市)

・幹事

丸山 至 三柏 憲生 平向與志雄 齋藤 啓一

・説明員

総務部会長 三柏 憲生 企画財政部会長兼総合調整部会長 松本 恭博

市民生活部会長 小松 秀司 健康福祉部会長 佐藤 幸一

商工観光部会長 石堂 栄一 農林水産部会長 前田 茂実

建設部会長 阿蘇 弘夫 教育部会長 莊司 東一

企画分科会長 丸山 至 財政分科会長 高橋 清貴

・事務局職員

五十嵐龍一 大滝 太一 永田 斉 後藤 重明 遠藤 裕一

土井 義孝 齋藤 徹 長尾 和浩 松永 隆

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

(1) 報告事項

- 報告第1号 北庄内合併協議会設置までの経緯について
- 報告第2号 北庄内合併協議会規約について
- 報告第3号 北庄内合併協議会事務局規程について
- 報告第4号 北庄内合併協議会助役会議設置規程について
- 報告第5号 北庄内合併協議会幹事会設置規程について
- 報告第6号 北庄内合併協議会財務規程について
- 報告第7号 北庄内合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第8号 北庄内合併協議会分科会設置規程について

(2) 協議事項

(議決案件)

- 議案第1号 北庄内合併協議会会議運営規程について
- 議案第2号 北庄内合併協議会会議傍聴規程について
- 議案第3号 北庄内合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 議案第4号 北庄内合併協議会小委員会設置規程について(各小委員会委員の指名について)

- 議案第5号 平成16年度北庄内合併協議会事業計画について
- 議案第6号 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出予算について

(協議案件)

- 協議第1号 協定項目1 合併の方式について
- 協議第2号 協定項目3 新市の名称について
- 協議第3号 協定項目4 新市の事務所の位置について
- 協議第4号 協定項目15 使用料、手数料等の取扱いについて
- 協議第5号 協定項目16 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第6号 協定項目17 補助金、交付金等の取扱いについて

(小委員会付託案件)

- 協議第 7号 協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 8号 協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 9号 協定項目 8 地方税の取扱いについて(その1)
- 協議第 10号 協定項目 10 一般職の身分の取扱いについて
- 協議第 11号 協定項目 11 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 12号 協定項目 12 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第 13号 協定項目 14 一部事務組合等の取扱いについて(その1)
- 協議第 14号 協定項目 19 慣行の取扱いについて
- 協議第 15号 協定項目 20 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第 16号 協定項目 21 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第 17号 協定項目 22 消防団の取扱いについて
- 協議第 18号 協定項目 23 自治会・行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第 19号 協定項目 24 - (1) 納税関係事業の取扱いについて
- 協議第 20号 協定項目 24 - (2) 防災関係事業の取扱いについて
- 協議第 21号 協定項目 24 - (4) まちづくり関係事業の取扱いについて
- 協議第 22号 協定項目 24 - (5) 環境関係事業の取扱いについて
- 協議第 23号 協定項目 24 - (6) 住民窓口業務の取扱いについて
- 協議第 24号 協定項目 24 - (7) 保健衛生関係事業の取扱いについて
- 協議第 25号 協定項目 24 - (8) 病院関係事業の取扱いについて
- 協議第 26号 協定項目 24 - (9) 福祉関係事業の取扱いについて
- 協議第 27号 協定項目 24 - (10) 商工関係事業の取扱いについて
- 協議第 28号 協定項目 24 - (11) 観光関係事業の取扱いについて(その1)
- 協議第 29号 協定項目 24 - (12) 農林水産関係事業の取扱いについて
- 協議第 30号 協定項目 24 - (14) 生活排水関係事業の取扱いについて
- 協議第 31号 協定項目 24 - (15) 建設関係事業の取扱いについて
- 協議第 32号 協定項目 24 - (16) 学校教育関係事業の取扱いについて
- 協議第 33号 協定項目 24 - (17) 生涯学習関係事業の取扱いについて
- 協議第 34号 協定項目 24 - (18) その他事務事業の取扱いについて

- 協議第 3 5 号 協定項目 1 3 事務組織及び機構の取扱いについて
協議第 3 6 号 協定項目 1 4 一部事務組合等の取扱いについて（その 2）
協議第 3 7 号 協定項目 1 8 町（字）の区域及び名称の取扱いについて
協議第 3 8 号 協定項目 2 4 - （ 3 ） 電算システムの取扱いについて
協議第 3 9 号 協定項目 2 4 - （ 1 1 ） 観光関係事業の取扱いについて（その 2）

- 協議第 4 0 号 協定項目 5 財産の取扱いについて
協議第 4 1 号 協定項目 8 地方税の取扱いについて（その 2）
協議第 4 2 号 協定項目 1 4 一時事務組合等の取扱いについて（その 3）
協議第 4 3 号 協定項目 2 4 - （ 1 3 ） 水道関係事業の取扱いについて
協議第 4 4 号 協定項目 9 地域審議会等の取扱いについて
協議第 4 5 号 協定項目 2 5 新市建設計画について

（ 3 ）その他

今後のスケジュールについて

4 閉会

第 1 回 北庄内合併協議会の概要

協議会会長（酒田市長）のあいさつ（要旨）

- ・ 庄内北部地域合併協議会から遊佐町が離脱して以降、酒田市、八幡町、松山町及び平田町で北庄内合併協議会を設置し協議を進めることとした。一方、遊佐町に対し門戸を開けておくために、庄内北部地域合併協議会は解散せずに事業活動を休止する取扱いとすること。
- ・ 合併協定項目の調整方針は、庄内北部地域合併協議会においてまとめられた協議結果を尊重し、提案するものであること。
- ・ 合併の期日については、コンピュータシステムの統合に一定程度の期間が必要であることなどから、正副会長会議では、平成 1 7 年 1 1 月 1 日を基本に調整していくこととした。

議事

- （ 1 ）報告事項については、北庄内合併協議会を設置するための規約や各規程等について報告、説明があり、いずれも了承された。

(2) 協議事項のうち、議決案件については、北庄内合併協議会を設置するための各規程や事業計画、予算等について説明があり、いずれも原案のとおり了承された。

協議案件については、合併の方式は新設合併とし、新市の名称は酒田市、事務所の位置は現在の酒田市役所の位置とすることなどが確認された。

小委員会付託案件については、補足説明の後、各小委員会に付託された。

(3) その他では、平成17年3月末まで山形県に合併の申請をすることを内容とするスケジュールについて、事務局より説明がなされた。

開会 午前 9時30分

事務局長(五十嵐龍一) 皆様おはようございます。

定刻でございます。開会を前に申し上げたいと思います。

本日の協議会を前に酒田市、八幡町、松山町、平田町それぞれの議会の議決を経まして、11月16日に北庄内合併協議会が設置をされております。

そこで、本来会長から直接委員の皆様へ委嘱状をお渡しするところでございますが、多くの方が庄内北部地域合併協議会から引き続きご尽力をいただけるということでございますので、それぞれのお席の上に委嘱状を置かせていただくことによりまして交付にかえさせていただきたいと存じます。

なお、別添1の資料がございますが、これが委員名簿でございます。ご覧いただきますように、松山町の2号委員につきまして交代がございました。ここでご紹介を申し上げたいと思いますが、松山町議会合併特別委員長、齊藤康広委員でございます。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

そこで、本日欠席の通告をいただいている委員は、伊藤善市委員お1人でございます。

本協議会の設置に伴いまして制定をされました規約、これに基づく定足数を満たしております。ただいまから第1回北庄内合併協議会を開会をさせていただきます。

最初にご報告を申し上げます。

さきに市長、町長会議が開かれておりまして、別添2と3の資料がございますが、構成4団体の協議書と確認書、これを資料として添付しておりますけれども、ここでの協議の結果、会長に

は酒田市長、副会長には八幡町長、松山町長、平田町長さんにそれぞれご担当をいただくこと、そして監査委員には、従前のおり八幡町、平田町よりご担当をいただくことになりましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして会長からごあいさつをお願いいたします。

会長（阿部寿一） 皆様おはようございます。

第1回の北庄内合併協議会の開催、ご案内を差し上げたところ、大変お忙しい中、そしてまた本日はきのうからということになりますが、大変悪天候の中ご出席をいただいた委員の皆様、そしてまた、傍聴にお見えの大勢の地域の住民の皆さんに厚く御礼を申し上げます。

さて、本協議会の設立に至る経緯ということについては、ただいまも事務局長の方から簡単に紹介がありましたし、また後ほど説明があるのだらうと思いますが、この北庄内合併協議会の前段階でありました庄内北部地域合併協議会からの遊佐町の離脱を受けて、1市3町で今後の対応についてさまざまに検討をしてみました。前回の最終の庄内北部地域合併協議会の中でも、少し時間をちょうだいしたいということで委員の皆さんにはお願いをしていたところですが、その間1市3町で今後の対応についてさまざまに検討してきたところでございます。

その結果であります、遊佐町の離脱については大変残念なことではあります、このことによって当地域の合併の必要性ということが著しく低下をするというようなことはないという認識、そしてまた、この地域のさらなる発展を目指して、合併について積極的に議論を重ねていこうということを確認しているところでございます。その結果ということになりますが、本日の北庄内合併協議会の設置に至るわけでございます。

これからもこの酒田飽海地域は、また以前もそうありますが、一体となって発展していくべき地域でございます。先ほど来いろいろお話をしてございますが、遊佐町につきましては、この1市3町ともであります、引き続き門戸を開けながら頑張っていきたい。そのためにもこの北庄内合併協議会、以前から皆さんには参加をしていただいた庄内北部地域合併協議会、こちらの方も残し、当面といいますか、併存をさせていく、遊佐町の復帰がかなえば庄内北部地域合併協議会の中でさらに議論を重ねていくというような枠組みを残しながらのこの北庄内合併協議会でございます。

さて、委員の皆様からは、今日まで庄内北部の協議会の方で調整方針などについてさまざまな議論を重ねてきていただいております。本当に長い間、精力的に議論を重ねてきていただいております。この結果については、きょう皆さんにお配りをしている資料の中にも、そのボリュームなどでわかるわけでございますけれども、その協議の結果については、この北庄内合併協議会で

も尊重すべきであるというふうに思っております。

したがいまして、本協議会、そしてまた各小委員会ではありますが、このような基本方針に立ちながらも、この項目について改めてご議論をいただくわけですが、主には構成団体の変更に伴う修正点を確認していただくというような形になるのではないかとこのように思っております。

また、提案がまだなされてなかった事項についても協議会、そしてまた小委員会で議論を進めていただき、よりよい調整方針をまとめていくように頑張ってもらいたいというふうに思っております。

さて、このような形で合併の枠組みでありますとか、それから今後の議論の方向性ということについてお話をしてきたわけですが、としますと今後のスケジュールということになるわけです。これまでは皆さんから大丈夫かというようなご指摘も一部いただきながらありますが、平成17年の3月31日までに合併をするということを確認をし、それを目指してきたわけです。しかし、このたびの遊佐町の離脱、それに伴う所要の手續というようなことから、この3月31日の合併というのは、実際上は不可能な状況になっているわけですが。

そこであります、さきの事務局の方からもご報告あったと思いますが、正副会長会において、合併の期日については、まずは新市の市役所なり、各町のさまざまな事務処理、つまり住民の異動などに伴う繁忙期、納税などに伴う繁忙期ということ避けた方が、住民の皆さんに対する影響は最小限にしながら合併を実現できるのではないかと。それからただいま私たちが担当しております市町行政というのは、コンピュータシステムによって動いている部分も相当あるわけですが、それをバックグラウンドにしながら、私たちが仕事をしているという分野も相当あるわけがあります。この統合については、1市3町のシステムの統合ということになりますが、一定程度の時間がかかるわけがあります。

さらには、地域の住民の代表であります新たな市議会議員、そして市長というものを選ぶ選挙が、市民の皆さんのさまざまな議論などをしていただきながら選ばれていくような時期を確保するということになりますと、当地域の特性からいえば農繁期というものを避けていくということが必要ではないかというようなさまざまな観点から、ではいつぐらいを基本に合併の期日を考えるのかというような議論をしてまいりました。

現在正副会長といいますが、1市3町の市長、町長の間では、もちろん協議会の中での議論もちょうどいしなければなりません。そしてまた、各市町ともそれぞれ議会関係との協議でありますとか、市民、町民との協議というようなことも経ていかなければなりません、今のところ平

成17年11月1日を基本として調整していこうではないかというようなことを確認をしているところでございます。

この点についても、さてスケジュールは大丈夫なのかというような議論がありますが、このような形で3月31日は実際にはもう困難になっておりますので、17年の11月1日を基本として今後調整を進めていきたいというふうに考えております。

このことによって、半年ぐらい時間が延びたというような感じがするかもしれませんが、合併特例法によるさまざまな国の支援措置を円滑に受けていくためには、3月31日までに各市町議会で合併の議決をしておかなければなりません。それから、コンピュータシステムの統合にも時間がかかるというような話を申し上げましたが、決して半年ぐらい延びたからといって議論、検討に大きな時間的な余裕ができたわけではございません。もちろん慎重審議をお願いするわけでございますけれども、ここにお集まりの委員の皆様にもかなり精力的な議論を引き続きしていただかなければならない、場合によってはご無理な日程をお願いするようなこともあるかもしれませんが、ぜひご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

さて、結びになりますけれども、先ほど事務局長の方から紹介がありましたけれども、私自身庄内北部地域の合併協議会から引き続いてということになります。北庄内の合併協議会においても会長の職を務めさせていただきます。一生懸命この大きな大きな事業の実現に向けて頑張っ
てまいります。3町の町長さんと連携を密にし、またご支援を副会長としてお願いしているわけ
でありますので、ご支援ご協力をお願いしながらしっかりこの協議会の役割を認識し、皆さんか
ら協力いただきながらこの協議会の運営をしてまいりたいというふうに思いますので、改めまし
て皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。いささか長くなりましたけれども、開会に
当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長（五十嵐龍一） ありがとうございます。

それでは、議事に進みます。

規約の定めによりまして、会議の議長は会長が務めることになっております。会長から議事を
進めていただくようお願いいたします。

会長（阿部寿一） それでは、規約の定めによりましてしばらくの間議長役を務めさせていただきますので、よろしく
お願い申し上げます。

会長（阿部寿一） 議事の（１）報告事項であります。第１号から第８号まで一括して提案をしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局長（五十嵐龍一） 最初に報告第１号 北庄内合併協議会設置までの経過についてでございます。要点をご説明申し上げます。

資料の１ページから３ページをご覧くださいと思います。

ここでは、平成14年の合併研究会、それから任意協議会にも触れて記載しておりますが、２ページをご覧くださいと思います。

平成15年２月１日には法定協議会の１市４町による庄内北部地域合併協議会を設置をして、本年10月まで協議会は18回、各小委員会65回の協議が重ねられてまいりました。こうした中で、10月６日の第18回の協議会において、遊佐町より離脱の表明がなされたところでございます。その後酒田市、八幡町、松山町、平田町の市長、町長さん方で協議が行われ、１市３町で新たな合併協議会を設置すること、それから庄内北部地域合併協議会の事業活動は休止するものの、遊佐町に対して門戸を開いておくこと、それから庄内北部地域合併協議会における協議結果を尊重していく、こうしたことなどが確認をされております。

そして11月12日、それから15日には、１市３町の各議会で北庄内合併協議会の設置について議決を得て、11月16日付で北庄内合併協議会が設置をされたという経過でございます。

以上が概要でございますが、次に、報告第２号 北庄内合併協議会規約から報告第８号の北庄内合併協議会分科会設置規程までについてご説明申し上げます。資料の４ページから20ページまででございます。

このうち規約は、議会の議決を受けて制定をされたというものですが、各種の規程につきましては会長が定めるものでございまして、庄内北部地域合併協議会における規約、規程と内容に変更はございません。助役会議や幹事会、専門部会、分科会をこれまで同様に設置して、実務上の協議を行っていくというものでございます。

以上、簡単でございますが、報告事項の説明を終わります。

会長（阿部寿一） どうもご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明がありました報告第１号から第８号までに関して、何か皆さんの方から質問などがございましたら承りたいと思いますが、いかがございましょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） 異議なしというお声がありましたが、報告事項でございます。その大部分は

規程などについて北部地域の協議会をなぞってまた定めるものでございます。

報告事項でございますので、特にないようであればお諮りをしたいと思いますが、報告第1号から報告第8号まで一括お諮りをしたいと思います。

このことについては、皆さんからご承認をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございます。

それでは報告第1号から第8号までは、ご了解をいただけたものとさせていただきます。

議案第1号 北庄内合併協議会会議運営規程について 外3件

会長（阿部寿一） 次に、（2）の協議事項に入らせていただきたいと思います。

最初に、議決案件の議案第1号から第4号までを議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長（五十嵐龍一） 議案第1号 北庄内合併協議会会議運営規程から4号の北庄内合併協議会小委員会設置規程まででございます。

資料の21ページから28ページになっておりますが、これらの規程につきましても庄内北部地域合併協議会における規程と内容に変更はございません。議案第4号の小委員会につきましても、常設の4つの部門の小委員会のほか、建設計画に関する小委員会、行財政システムに関する小委員会、議会議員の定数、任期等に関する小委員会を設置するという内容でございます。

また、小委員会の委員構成でございますが、このことにつきましては、小委員会の設置規程によりまして、会長が指名することになっておりますが、協議の継続性ということから、別添の各小委員会委員についての資料のとおり、庄内北部地域合併協議会と同様をお願いしたいと考えております。

なお、松山町の齊藤委員につきましては、前任者と同様の第4小委員会、それから行財政システムに関する小委員会、議会議員の定数、任期等に関する小委員会の委員をお願いしたいと考えております。

以上、議案第1号から第4号までの説明とさせていただきます。

会長（阿部寿一） どうもありがとうございました。

ただいま説明のありましたことについて皆さんの方でご意見、ご質問があれば承りたいと思い

ますが。

〔「なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） なしという声がありました。

先ほどご報告でご理解をいただいたこと、諸規定の制定に伴う細則でありますとか、それから委員について先ほど事務局から説明があったとおりのことでございますので、意見がないということであればお諮りをしたいと思います。

一括お諮りをしたいと思います。

議案第1号から第4号までについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

議案第5号 平成16年度北庄内合併協議会事業計画について 外1件

会長（阿部寿一） 次に、進ませさせていただきます。

議案第5号及び第6号、これを一括議案としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局長（五十嵐龍一） 議案第5号 平成16年度北庄内合併協議会事業計画、それから議案第6号 平成16年度北庄内合併協議会歳入歳出予算、このことについてご説明申し上げます。資料の29ページと30ページでございます。

最初に、平成16年度の事業計画であります、合併協議会としましては、新市建設計画の策定を初めとする合併協定項目の諸課題について、委員の皆様より協議を進めていただくという内容でございます。また、本協議会の大切な使命として合併協議会の経過と結果などについて、協議会だよりやホームページなどにより住民の皆さんに情報をわかりやすく提供するということを挙げさせていただいております。

また、実務部門の幹事会、専門部会、分科会では、事務事業の協議を引き続き行っていくということでございます。

次に、平成16年度歳入歳出予算でございますが、歳入につきましては、各構成団体からの負担

金と県の補助金を見込んでおります。歳出におきましては、協議会の運営にかかる経費、協議会だよりや住民向けのパンフレットの作成経費などを主な内容として、歳入歳出とも1,300万1,000円の予算を計上をさせていただいております。

以上、簡単でございますが、議案第5号と6号の説明でございます。

会長（阿部寿一） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった事業計画と予算についてであります。皆さんの方でご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特にないようであればお諮りをしたいと思いますが、ただいま議題となっております議案第5号及び第6号についてであります。原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございます。

それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

協議第1号 協定項目1 合併の方式について 外33件

会長（阿部寿一） 次に、協議案件、小委員会の付託案件について議題とします。

まず、協議案件について議題としたいと思います。

それでは一括して、協議案件の第1号から第何号ですか。第45号まで一括……。

事務局長（五十嵐龍一） 会長、協議案件の協議第1号から第6号までは一くくりでございますが、あわせて小委員会付託案件の7号から34号まで一括して説明をさせていただきます。その確認はそれぞれ分けていただくこととなりますので、一括して説明させていただきたいと思っております。

会長（阿部寿一） ではそのようにしてください。

事務局長（五十嵐龍一） 申し上げます。

協議案件、これにつきましては協議会全体会議でご協議をいただきまして、小委員会付託案件につきましては、各担当小委員会で協議をいただくものでございます。

冒頭に会長がごあいさつで申されましたが、庄内北部地域合併協議会の協議結果を本協議会でも尊重するということから、すでに協議、確認された協定項目につきましては、主な変更点につ

いてのみ説明してまいります。このことをご理解をいただければというふうに考えております。

別冊で参考資料というものがありますので、この冊子をご覧をいただきたいと思います。

参考資料の2ページから12ページをご覧いただきたいと思いますが、この資料では左側に庄内北部地域合併協議会、右側に北庄内合併協議会を記載をし、対照する形で変更点についてお示しをしております。

全体を通して遊佐町にかかわる内容の文言の削除、あるいは1市4町を1市3町に置きかえるなどの整理をいたしております。その他の主な変更点はこれから申し上げます。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、協定項目7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、選挙による委員の定数を30人、このようにするとともに、遊佐町に関する文言を削除をいたしたということでございます。なお、1市3町の各選挙区の定数に変更はございません。

それから5ページになりますが、協定項目19 慣行の取扱いにつきましては、ここでは名誉市民、名誉町民に関して、これまで酒田市、松山町と特定をした調整方針となっておりますが、その後平田町で名誉町民の顕彰が新たに加わりましたので、全体を包含するような形で文言を修正をいたしております。

それから、次に10ページをお開きいただきたいと思いますが、農林水産関係事業の取扱いというものがありますが、さきの協議会ではこれから策定される水田農業ビジョンと表記をいたしていたところですが、今日の時点ですでにそれぞれ水田農業ビジョンが策定をされましたので、現況に沿って文言を修正をしたということでございます。

以上、表記の修正にかかわる部分のみ説明を申し上げましたが、全体を通して調整方針の趣旨には変更がないと、こういった内容になっております。

付託小委員会は議案付託表のとおりと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、一括して簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

会長（阿部寿一） それでは、ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、1号から34号までについては、すでに北部地域協議会の方で確認をされた事項であるけれども、そのことについて文言修正が遊佐町の離脱によって生じたので、そのことを修正をするということでありまふ。修正してご提案をするということでありました。ご提案をするわけですが、そのうち1号から6号までは、この協議会全体で決めてきたものでございます。

それから、7号から34号までは小委員会で決めてきたことですが、改めてまた小委員会にお諮りをするわけですが、お諮りをする際にこのような修正点があるという説明でございました。

そこで、諮り方としては、まず最初に、協議の1号から6号まで、この協議会全体で確認すべきことについてを、まず当面皆さんの方から議論いただきたいというふうに思います。

まず、当協議会、本会議といたしますか、この会議で決めるべき事項とされております第1号から第6号までただいま事務局から説明があったわけでありますが、このことについて皆さんの方から何かご質問やご意見ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） このことについては、すべて遊佐町の離脱に伴う文言修正のみでございますので、特にご意見がないようであればお諮りをしたいと思います。

ただいま議題となっている協議1から34のうち、1号から6号までを一括お諮りをしたいと思います。

この協議会の本会議で決める事項となっております協議1号から第6号まででございますが、このことについてはここに示されているとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） どうもありがとうございます。

それでは、協議1号から第6号まではここに提案のとおり決定をさせていただきます。

次に、協議7号から34号までになるわけでありますが、これは先ほどもご説明申し上げましたように、北部地域の合併協議会での小委員会で確認がなされ、それがこの全体会議に報告をされ確認をされている事項ではありますが、改めての説明でございました。このことについて皆さんの方からご質問、ご意見などあればいただきたいと思いますが。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特にないようであれば、協議第7号から第34号までについては、それぞれこれ何小委員会かに分かれませぬ。それぞれ小委員会の方に付託することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） それでは、このような案で各小委員会の方に付託をいたしますので、各小委員会の方でのご協議の方をよろしくお願いを申し上げます。

協議第35号 協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて 外4件

次に、協議第35号から39号までを議題にしたいというふうに思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局長（五十嵐龍一） 申し上げます。

今、議題になりました5項目につきましては、庄内北部地域合併協議会の各小委員会ですでに協議を終えて報告予定であったという協定項目でございます。いずれの項目につきましても、小委員会で協議が尽くされたと考えておりますので、同様の内容でこの協議結果を尊重して改めて提案をするというものでございます。

先ほどの参考資料をもう一度お開きをいただきたいと思っております。13ページからでございます。13ページから15ページにかけて添付をしておりますが、ここでは小委員会での協議経過も参考に記載をいたしております。

最初に、協定項目13、これ13ページですが、事務組織及び機構の取扱いについては、行財政システムに関する小委員会において協議が重ねられまして、本所と支所の組織機構、それから支所や各部課室等の名称の取扱いについて、原案のとおり調整方針が確認をされております。

それから、14ページでございます。協定項目14 一部事務組合等の取扱いについては、第1小委員会で協議が行われ、第三セクター、それから財団法人のあり方について原案のとおり調整方針が確認されております。

それから、協定項目18 町（字）の区域及び名称の取扱いについては、第1小委員会で協議が行われ、原案のとおり調整方針が確認されているところでございます。

次に、15ページになります。

協定項目24 - （3） 電算システムの取扱いにつきましては、第2小委員会で協議が行われ、合併に際し電算システムの統合は不可欠であるといった観点から、原案のとおり調整方針が確認をされております。

協定項目24 - （11） 観光関係事業の取扱いについては、第1小委員会で協議が行われ、観光関係施設の管理運営、指定管理者制度などについて協議が行われました。原案のとおり調整方針が確認をされております。

以上が概要でございます。

付託小委員会は、議案付託表のとおりお願いしたいと考えております。

会長（阿部寿一） どうもありがとうございました。

これも前回の会議で、北部地域協議会の方で小委員会にお諮りをし、小委員会からこの本会議の方に上がってくる直前であった項目ということになります。このことについて、また各小委員会で再度確認の意味を含めて議論いただきたいというものでございますが、このことについて皆

さんの方で何かさらにご意見なりご質問なりがあれば承りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特にないようであれば、この協議第35号から39号までについても、事務局からただいま説明があったとおり、それぞれの小委員会の方に付託審議を願うことにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） ご異議なしということでございますので、協議第35号から協議第39号まではそれぞれの各担当小委員会の方に付託の上、ご審議いただくこととさせていただきます。

協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについて 外3件

会長（阿部寿一） 次、進ませていただきます。

協議40号から43号までを議題としたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局長（五十嵐龍一） 協議第40号から43号まで、これはさきの協議会でまだ提案に至らなかった事項でございます。

最初に、協議第40号 協定項目5 財産の取扱いについて申し上げます。

内容を申し上げます。土地、建物などの固有財産、物品、債権、各種基金のほかに、地方債や債務負担などもすべて新市に引き継ぐといった内容でございます。

なお、添付資料が議案の後についているわけですが、ここでの財産の状況は、平成16年3月31日現在の数値を記載しておりますが、実際には合併の前日の財産すべてを新市に引き継ぐといった内容になります。

次に進みます。協議第41号 協定項目8 地方税の取扱いについて（その2）でございます。

内容は、現在酒田市及び八幡町において都市計画区域が設定をされ、条例により酒田市は100分の0.3、八幡町が100分の0.25の税率で都市計画税が課税されておりますが、現行の課税区域、それから税率はそのまま新市に引き継ぎまして、5年以内に制限税率に統一しようとするものでございます。

次に、協議第42号 協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて申し上げます。

現在3町が加入している山形県市町村職員退職手当組合というものがございまして、ここに新

市としてどう対応していくかということに関しまして、長期的に見て新市にとって財政負担が少ない方を選択すべきということから、検討の結果、脱退を前提に取り組むとしたものでございます。ただその場合、3町の脱退に伴い精算金の負担が生じるということでございますので、その金額や負担方法などについて、この退職手当組合と協議を行う必要がありますので、これを含めて合併まで調整するという調整方針になっております。

それから、土地開発公社については、3町は余目町外土地開発公社を脱退し、3町が保有する債権、債務を酒田市土地開発公社に引き継ぐといった内容でございます。

最後に、協議第43号 協定項目24 - (13) 水道関係事業の取扱いについて申し上げます。

内容でございますが、上水道事業、それから簡易水道事業を現行のとおり新市に引き継ぎ、地方公営企業法の適用を受ける上水道事業の水道使用料は、各事業の財政的な均衡を図るために5年間は現行のとおり不均一の料金として、八幡町簡易水道事業の使用料については、合併時に統一をするといった調整方針でございます。いずれも統一する際の料金は、酒田市の料金を基本とするという内容でございます。また、加入金は現行のとおりとして、5年をめどに統一をすると、それから手数料は酒田市の例を基本に合併時に統一をするといった内容でございます。

以上が今ご提案しました議案の概要でございます。付託小委員会は付託表のとおりお願いしたいと考えております。

会長（阿部寿一） ただいま説明があった事項については、事務的な協議などがまだ十分煮詰まらないということで、小委員会にも付託をしてなかった案件になります。これをこの北庄内の協議会の方の各担当小委員会に付託をしていこうという提案でございますが、付託に際しまして皆さんの方から改めて小委員会ではご議論いただくわけではありますが、ご意見、ご質問などがあれば承りたいというふうに思います。いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特にご意見、ご質問等ないようであればお諮りをしたいと思っております。

ただいま議題となっております協議40号から43号まででございますが、それぞれ担当の小委員会へ付託の上、ご審議をいただくことにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） ご異議なしと認めさせていただきます。

それでは、このような原案で担当小委員会の方に付託の上、ご審議いただくこととさせていただきます。

協議第44号 協定項目9 地域審議会等の取扱いについて

会長（阿部寿一） 次に、進まさせていただきます。

協議第44号を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

総務部会長（三柏憲生） 住民自治組織分科会の会長を務めております、八幡町の三柏と申します。地域審議会等の取扱いについてご提案申し上げます。

地域審議会等の取扱いにつきましては、総合調整部会内に住民自治組織分科会を組織いたしまして1年以上にわたって検討してまいりましたけれども、事務方ではなかなか調整がつかず、助役会議、さらには正副会長会議に調整をお願いした経過がございます。結果といたしまして、原案のとおりまとめていただき、事務方にフィードバックして文言等の微調整をした上で、別紙の内容のとおり提案させていただいております。

それでは、内容について読み上げさせていただきます。

改正地方自治法第202条の4から第202条の8まで、及び合併特例法第5条の4の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながら、コミュニティの育成強化を図ることを目的とする地域協議会を、八幡町、松山町及び平田町の区域を対象として条例により設置をするという内容でございます。

改正地方自治法のくんだり、法律の趣旨を十分くみ取り、法定の地域協議会に勝るとも劣らない地域協議会を独自につくっていくということでもあります。さらには、合併特例法のくんだりでございますが、地域審議会の役割も包含するという趣旨になっております。

また、コミュニティの組織、育成強化にも特に重点を置いた内容とするために、既存のコミュニティ組織が機能しております酒田市には特に設けず、3町に設置することといたしました。

詳細につきましては、添付の別紙資料にあるところでございますが、協議会の委員等の数につきましては15名とし、市町と連携を取りながらまちづくりをしていく仕組みをつくっていくとされておるところでございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

会長（阿部寿一） ありがとうございます。いろいろとご審議ご苦労さまでございました。

この項目についても、ただいま三柏分科会長から話がありましたけれども、一生懸命議論してきたわけではありますが、なかなか小委員会へのご提案も申し上げられないような状況でございました。このことについてこのたび一定の方針が出たと、正副会長会などでも一定の方針を出し

てご提案の運びになった項目でございます。

さて皆様方には、このことについても担当小委員会でご議論いただくわけではありますが、付託の前に皆さんの方からご意見やご質問があれば承りたいと思います。いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特にないようであれば、原案のとおり担当の小委員会に付託の上、ご審議いただくことにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） なしということでございますので、それではただいま議題となっております協議第44号については、原案のとおり担当の小委員会に付託の上、ご審議いただくこととさせていただきます。

協議第45号 協定項目25 新市建設計画について

会長（阿部寿一） 次に、進まさせていただきます。

最後の項目ですね。協議第45号を議題としたいと思います。

事務局から説明お願いいたします。

企画分科会長（丸山 至） それでは、議第45号の新市建設計画につきましてご提案を申し上げたいと思います。企画分科会長を務めております酒田市の丸山でございます。よろしくお願いたします。

なお、お手元の最後の資料、3冊からなっております新市建設計画（案）、それから補足資料、これが二つお手元にあるかと思っております。それをご覧をいただきたいと思っております。

なお、計画の概要については企画分科会長である私が、財政計画につきましては引き続き財政分科会長がご説明を申し上げます。なお、内容は非常に厚いものですから、概要だけで略させていただきます面があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、新市建設計画でございますが、改めて申し上げるまでもなく、新市の将来ビジョンとして合併年度とそれに続きます10か年についての行財政運営の基本方針、それから主要な施策、さらには県事業、そして財政計画についてまとめたものでございます。

今回案としてご提案しております新市建設計画につきましては、計画書本体、そして補足資料二つをお手元に配付させていただきました。補足資料が二つあるわけでございますけれども、後ほどご説明いたしますが、一つはまちづくりの指針ごとに具体的な事業を並べたもの、もう一つ

は合併する市町村ごとにその事業を並びかえたものでございまして、中身は全く同じものでございます。

それではまず、本書でございませうけれども、これにつきましては庄内北部地域の合併協議会第17回の協議会におきまして、31ページ以降の財政計画を除いた部分につきましては、素案という形でお示しをしたものをベースに小委員会でさまざまいただいた意見、それから遊佐町が離脱された部分にかかる内容、これにつきましては見直しを図りまして、さらに31ページ以降の財政計画を加えた形で、今回本協議会の新市建設計画（案）としてまとめたものでございます。

先ほども言いました今回初めて皆様にお示しすることになります31ページ以降の財政計画につきましては、後ほどご説明申し上げます。それ以外の部分は、これまでの協議を踏まえまして、特に7ページをお開きいただきたいと思いますが、新しいまちづくりの基本理念、すなわち恵みを活かす、地域を活かす、人を活かすの3つの基本方針、こういったものにつきましては、基本的に変更はございません。

なお、繰り返しになりますけれども、合併特例債の事業等が、こういった財政支援の計画を基礎にしているということになっておりますので、内容が非常に弾力的、抽象的な文言になっているというふうなことはご理解をいただきたいと思っております。

それから、次に別途補足資料についてご説明を申し上げます。

新市建設計画の本体が非常に抽象的、網羅的な内容になっているということで、具体的な事業については、この補足資料でお示しをさせていただいております。

この資料につきましては、新市建設計画の中で主要施策として掲げた事業のうち、投資的な事業について、より具体的なものとしてお知らせするために作成をしたものでございます。

資料をお開きいただきたいと思いますが、最初の1ページ、この資料三つに分けてございまして、最初の1ページの資料1につきましては、計画期間中に取り組む事業のうちで合併に伴う事業、あるいは広域化によって新市の一体感を早期に形成するための事業、こういったものを整理をしたものでございます。

それから、2ページでございませうが、2ページ以降の資料の2、これにつきましては、これまで各市町が主要な事業として掲げてきた事業で新市で継続して取り組むと、特に合併後3か年の間に取り組む事業について、その内容と概算的な事業費を掲げたものでございます。

それから、6ページ以降でございませうが、これは資料3という形で、合併後4年目以降に新市の総合計画、それに基づく実施計画の策定の際に検討されていく事業ということで整理をしたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、建設計画の本体の部分と補足資料の内容についてご説明をしたところでございますが、この主要3か年の概算事業費の合計、これにつきましては後ほど財政分科会長が説明しますが、財政計画の投資的な経費の部分と合致するというふうな内容になっているところでございます。

以上でございます。

財政分科会長（高橋清貴） 財政分科会長を務めております酒田市財政課の高橋と申します。

では、引き続き建設計画についてご説明を申し上げます。

資料はこの少し厚みのある新市建設計画（案）、本書31ページから3枚、33ページまででございます。

今回新たな枠組みということで、改めて財政計画について試算をいたしたところでございます。その前提となる基本的な条件設定であります。去る8月にお示しをした前の財政展望、この中の前提条件と基本的には同じでございます。すなわち16年度の当初予算をベースに最近の実績、あるいは動向等を踏まえながら、国で出しております地方財政計画、あるいは地方財政対策といったような中に見込まれるいろいろな指標、指数、そういったものを参考にして改めて試算をしたものでございます。

それでは、異なったところはどこかということでございますが、まず今回一つには、前は一般会計ということでお示しをいたしました。今回は普通会計と、余りなじみのない言葉かもしれませんが、全国的なこの会計の目安となるのが普通会計という概念でありますので、今回一般会計に加えて平田診療所、それから飛島診療所という従来の特例会計を一緒にして普通会計という、そういう規模で今回試算をしたということでございます。

それから、1市3町ということありますので、当然全体の予算の規模、これが従前に比べますと縮小をいたしているところでございます。また、人口規模も少し縮小しておりますので、いわゆる合併に伴ういろいろな財政支援措置がございますが、具体的には合併特例債の発行可能額、それから地方交付税の特例加算、それから国・県からの補助金、あるいは交付金といったようなものが変わっているということでございます。これは歳入の話になるわけですが、次に、歳出の方では投資的事業、投資的な経費として従前は10年間で500億円の事業費を見込んだところでございますが、今回の試算においては10年間で420億というふうな事業規模に試算をしたところでございます。内訳といたしましては、通常の起債というものを活用した事業がおおよそ252億円、それから合併特例債、そういう起債を活用する事業が大体168億円程度ということでございます。

以上、申し上げたような内容で本編の資料33ページ、このシートをちょっとご覧いただきますと、合併の初年度、これが大体500億程度ということになるわけでありますが、これが大体10年ぐらい経過をすると大体400億程度ということでございます。やはりこの収入において、縮減傾向というものが前提として基調になっているということでございます。したがって、その間合併によるスケールメリットを生かして人件費、物件費等のそういったものの軽減に努めながら、より効率的な財政運営をする必要があるということ、この1枚の資料が物語っているということでございます。

以上、大変簡単ではありますが、財政計画の説明とさせていただきます。

会長（阿部寿一） どうもありがとうございました。

ちょっと大部な資料であったためおわかりにくい点もあったと思いますが、改めて簡単に申し上げますと、新市の建設計画については、何回か皆さんにもお示しをしておりますし、財政計画についても、財政展望という形になっているかもしれませんが、何回かお示しをしているものでございます。

このたび改めて建設計画に関する小委員会になりますが、ご提案を申し上げる際に新たに追加といいますか、修正という部分は、これまで建設計画に関する小委員会でいただいた意見を入れ込んで一部文言の修正をしたという点、遊佐町が離脱をしたことによって文言を修正したという点、そして財政計画についても、遊佐町の離脱を受けたり、最近話題になっております三位一体の改革などの行き着く姿なども少し想定をしながら、財政計画を精緻に練り直して提案を改めてさせていただいたということでもあります。

なお、建設計画の枢要部分というか、建設計画自体は、お手元にお配りをしている、33ページまでの資料で、建設計画は実は完結しているのでございます。しかし、實際上どのような事業を盛り、各市町で盛り込まれているのか、そういうことがわかりにくいと建設計画の議論もなかなかしにくいねとか、市民、町民の理解も得にくいねというようなこともおありでしょう。そのようなことから便宜、補足説明資料としてこのような資料を策定しているわけでございますので、建設計画についてご検討いただく際に、皆さんには参考にしていただければということで、2分冊目、3分冊目は便宜作成した資料になってございます。

さて、このような形で改めてご提案を申し上げるといふか、小委員会への付託をお願いしているかと思っておりますが、小委員会へ付託をする前に皆さんの方から何かご意見とかご質問あればしっかり承っておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） 特にないようであれば、これも大変市民、町民の皆さんの興味のあるところでございます。各市町の総合計画に載っている事業については、かなりというか、ほぼだと思っておりますが、私もすべて把握していませんが、盛り込んだものになっていると思います。盛り込んで、その地域の要望を取り込んだような形で地域づくりを進めていこうというような計画にはなっていると思いますが、改めて建設計画に関する小委員会の方で、しっかりと丁寧なまたご審議をいただきたいというふうに思います。

特にご意見、ご質問ないようであれば、この案によりまして建設計画に関する小委員会に付託の上、ご審議いただくことにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

会長（阿部寿一） ご異議なしということでございますので、それでは議題となっております協議第45号については、建設計画に関する小委員会に付託の上、ご審議いただくこととさせていただきます。

さて、皆様方に今まで長時間かけてお諮りをしてまいりました協議第7号から第45号までであります。お手元の参考資料が何かにあったんですか、付託委員会が、付託一覧表というのがありましたね。

事務局長（五十嵐龍一） 最初お配りしたとき、一番上にあった資料の31ページになります。

会長（阿部寿一） 皆さんにお配りをしておりますちょっと分厚い資料の31ページ目から議案付託表がございます。今までご議論いただきました、協議をいただきました議案については、第1小委員会から第4小委員会、そして建設計画、議員定数、このあたりのこの付託表にある小委員会の方に付託をさせていただいておりますので、この小委員会の委員長さん初め委員の皆さんには、ぜひしっかりとご協議を進めていただきたいというふうに思います。

そ の 他

会長（阿部寿一） それでは、次に進ませていただきます。

その他であります。まず事務局の方で予定されているその他の案件について説明をください。

事務局長（五十嵐龍一） ただいまお開きをいただきました議案付託表31ページにございましたが、その次の33ページをご覧をいただきたいと思います。

ここにスケジュールをお示ししてございますが、この資料では山形県に対して合併申請書を提

出するまでのスケジュールをお示ししております。本日協議会、また小委員会を開催した後、今月30日に行財政システム小委員会、あわせて建設計画小委員会の開催をお願いしたいと考えております。また、他の小委員会につきましても、本日の協議の状況にあわせて随時開催をお願いしたいと思っております。

そして、次回12月11日を予定させていただきたいと思っておりますが、第2回の合併協議会を予定しております。ここで小委員会の協議結果報告をいただきながら、協定項目、調整方針の確認を終えていきたいというふうに考えております。

並行しまして、建設計画に関して山形県と協議を行いまして、来年2月の中旬には山形県から本協議の回答をいただき、これを受けて合併協定の調印を行いたいというふうに設定をいたしております。その後、各市、町議会において3月定例会に合併関連議案を付議をさせていただき、議決をちょうだいした後に、平成17年3月末までには山形県に合併申請を行うというスケジュールでございます。この間各市町において住民への説明や意向把握がなされることと思っておりますので、この点もあわせてよろしくをお願いしたいと思っております。

なお、合併の期日については、会長があいさつで冒頭申し述べられました平成17年11月1日を基本に調整をするという内容で、早期に提案できるように努めるということにしているものでございます。

以上でございます。

会長（阿部寿一） スケジュール的なものについて、冒頭私もあいさつの中で申し上げさせていただきましたけれども、やはり改めてこれは3月31日まで置いてみたわけではありますが、これでもやはりかなり精力的にご審議をいただかなければならない、厳しい日程をこなしていかなければならないという状況がおわかりいただけるというふうに思います。ぜひご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、このスケジュールの関係についてのご質問でも結構です。それから、その他でも結構でございますので、皆さんの方から何かあれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔発言する者なし〕

会長（阿部寿一） それでは特にないようでございますので、その他についても以上で締めさせていただきます。議事については以上で終了させていただきます。

ご協力まことにありがとうございました。それでは事務局の方にマイクをお返しします。

事務局長（五十嵐龍一） それでは、ご連絡を申し上げます。

この後、小委員会の開催をお願いします。それぞれの会場については、資料に案内資料を添付

しております。

また、午後1時から議会議員の定数、任期等に関する小委員会の開催をお願いいたします。関係の委員の皆様は、昼食を挟んで引き続きご協議をお願いしたいということでございます。

また、本日多くの住民の皆さんからもご参加いただいておりますが、引き続き小委員会を傍聴くださるようご案内を申し上げます。

以上をもちまして、本日の協議会閉会をさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前10時43分